

官職ナクシテ其官職ノ非職者アルヘカラスル
ハ固ヨリ論ヲ俟タサル所ナリト雖モ去十八年
工部省并参事院廢止ノ際奉勅ヲ以テ太政

大臣ヨリ前官ノ非職ト心得ヘキ旨達セラレ
續テ太政官第一局第二局文書局會計局
恩給局ヲ被廢内閣總理大臣ヨリ前同様達
セラレ廿三年三月中臨時建築局内務大臣
管理廢止
ノ即ハ内閣總理大臣ヨリ内務大臣へ前官ノ非
職ト心得ヘキ旨ヲ命セラルヘシト訓令セラレ
同年十月元老院廢止ノ即ハ奉勅ヲ以テ内閣
總理大臣ヨリ達セラレタリ此ノ類例アルニ準シ
廢官ノ者ト雖モ尚非職ヲ命シ得ルモノト誤
解シ各廳ニ於テ廢官者ニ非職ヲ命シ又ハ非

職中廢官ニ罹ル者ヲ以テ依然非職者トシ取扱
ヒタル者其數決シテ尠少ニアラス然ルニ今日ニ
於テ卒然從來ノ所置ヲ非認シ理論ニ拠ラムト
スルトキハ恩給若クハ非職給支給等ニ関シ
後ニ煩雜ヲ来スノミナラス彼是ノ間不權衡ア
ルノ結果ヲ生シ事情頗ル不穩當ナルヲ以テ
既往ノ取扱ニ係ルモノニ関シテハ今日之ヲ是
認スルノ止ムヲ得サルモノアリト雖モ今後尚此
慣例ヲ逐ハムトスル如キハ非理ヲ繼續スルモノニ
シテ各般改善ノ主旨ニ及スル甚シキモノナリ

依テ此際在案ノ通閣議決定各廳ハ通達
相成可然哉

決議案

從來各官廳ニ於テ廢官者ニ非職ヲ命シ
又ハ非職中廢官ニ係ル者ヲ依然非職者
トシテ取扱ヒタル向有之モ向後新ニ右等ノ
場合ヲ生スルモノアルトキハ凡退官者ト認ム

参照

官吏非職條例

第二條 非職員ハ其本官ヲ奉シテ常ニ其職務ニ
従事セス其他總テ在職官吏ニ異ナルコトナシ